

長野県手話言語条例（仮称）の制定について

長野県健康福祉部障がい者支援課

1 条例制定の意義

障害者の権利条約（H18年国連採択）及び障害者基本法（H23年改正）において、手話が言語として位置づけられたものの、手話の普及が進まず、「ろう者」が「ろう者」以外の者と手話を使って日常的にコミュニケーションできる環境が整っていないという指摘がある。

また、全国の地方議会において、手話が社会的に認知されることを確かなものとし、手話に関する教育等あらゆる施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「手話言語法」の制定を求める意見書が採択されているが、現在のところ、国において制定に向けた具体的な動きは無い。

手話が言語であることを県民が理解し、手話がコミュニケーション手段として広く普及することにより、「ろう者」の社会参加を促進するとともに、障がいのある人もない人も互いを尊重し、共に生きる社会の実現を図るため、県として手話言語条例（仮称）の制定により率先して取り組むものである。

2 条例制定に向けた取組状況

- （1）平成26年7月18日に庁内にワーキンググループを設置し、これまで14回の検討会議を開催し、手話に関する現状分析と課題の整理及び関係団体との意見交換等を行い、条例制定に向けた作業を進めている。
- （2）長野県聴覚障害者協会が独自に設置した「長野県手話言語条例（仮称）制定準備委員会」と定期的に意見交換を実施。（平成27年2月18日以降7回実施）
- （3）平成27年5月21日に、鳥取県聴覚障害者協会事務局長石橋大吾氏による講演会及び障がい当事者を含む県民の方々との意見交換会を実施。
- （4）平成27年8月28日に、障がい当事者団体との意見交換会を実施。
- （5）平成27年9月定例会健康福祉委員会で、手話言語条例（仮称）の基本的考え方を説明。
- （6）平成27年10月29日に第1回情報保障・コミュニケーション支援研究会を開催。

3 今後の取組み

現在、条例骨子案についてパブリックコメントを実施（H27.11.13～H27.12.13）しており、今後、早期に条例案としてまとめられるよう取り組んでいく。

4 手話を言語と明記した条例の制定状況（H27.11.12現在）

都道府県 3県 鳥取県、神奈川県、群馬県

市町村 19市町 北海道石狩市、新得町、鹿追町、名寄市、福島県郡山市、
三重県松阪市、伊勢市、京都府城陽市、大阪府大東市、
兵庫県加東市、篠山市、神戸市、明石市、三木市、奈良県大和郡山市、
山口県萩市、佐賀県嬉野市、山梨県市川三郷町、埼玉県朝霞市

長野県手話言語条例（仮称）の骨子（案）

1 目 的

この条例は、手話の普及等に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民の手話及びろう者に対する理解の促進を図り、もってろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

2 定 義

（1）ろう者

この条例において「ろう者」とは、聴覚障害者のうち手話を使い日常生活又は社会生活を営むものをいう。

（2）手話の普及等

この条例において「手話の普及等」とは、手話の普及その他の手話を使いやすい環境の整備をいう。

3 基本理念

（1）手話の普及等は、手話が独自の体系を持つ言語であり、ろう者が受け継いできた文化的所産であることについての県民の理解の下に、行わなければならない。

（2）手話の普及等は、手話が、意思疎通のための手段として選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段として選択の機会の拡大が図られることを旨として行わなければならない。

4 県の責務

県は、基本理念にのっとり、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及等を推進するものとする。

5 市町村等との連携及び協力

県は、手話の普及等の施策の実施に当たっては、市町村その他の関係機関及び関係団体と連携するとともに、その関係機関等が行う手話の普及等のための取組に協力するものとする。

6 県民の役割

県民は、基本理念にのっとり、手話の普及等に対する関心と理解を深めるとともに、その施策に協力するよう努めるものとする。

7 ろう者の役割

ろう者は、手話の普及等に関する施策に協力するとともに、主体的かつ自主的に手話の普及に努めるものとする。

8 手話通訳者の役割

手話通訳者は、手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上に努めるものとする。

9 ろう者が通う学校の設置者の役割

- (1) ろう者が通う学校の設置者は、ろう者が手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (2) ろう者が通う学校の設置者は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、通学するろう者及びその保護者に対する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。

10 事業者の役割

事業者は、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して配慮するよう努めるものとする。

11 計画の策定及び推進

- (1) 県は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 2 項に規定する長野県障害者計画において、手話の普及等のために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。
- (2) 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、障がい者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。
- (3) 知事は、第 1 項に規定する施策について、実施状況を公表しなければならない。

12 手話を学ぶ機会の確保等

- (1) 県は、手話に関する学習会その他の方法により、県民が手話を学ぶ機会の確保等を行うものとする。
- (2) 県は、手話に親しみをもてる取組を推進する者に対し、必要な支援を行うものとする。

13 学校における理解の増進

県は、学校教育において、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、資料の作成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

14 手話通訳者等の養成等

- (1) 県は、市町村と協力して、手話通訳者その他のろう者が地域において生活しやすい環境に資するため、手話を使うことができる者及びその指導者の確保、養成及び手話の技術の向上を図るものとする。
- (2) 県は、市町村と協力して、災害時に互いに支え合う地域づくりに資するため、その地域に手話のできる人材の養成に努めるものとする。

15 手話を用いた情報発信

県は、ろう者が災害に関する情報を速やかに得られ、また県政に関する情報を容易に得られるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

16 手話通訳者の派遣体制整備

県は、ろう者が手話による正確な意思疎通を図ることができる環境の整備に資するため、手話通訳者の派遣その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

17 事業者への支援

県は、事業者がろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するとき、手話を使いやすい環境を整備するために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。

18 財政上の措置

県は、手話の普及等に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他)

障がい者施策推進協議会に、手話の普及等に関する事項を専門的に審議する部会を置くこととする。(長野県障がい者施策推進協議会条例の一部改正)

長野県手話言語条例(仮称)に係る検討経過等

障がい者支援課

I 制定の背景と検討経過

1 条例制定の背景

- ・障害者の権利条約（H18 年国連採択）及び障害者基本法（H23 年改正）において、手話が言語として位置づけられたものの、手話の普及が進まず、「ろう者」が「ろう者」以外の者と手話を使って日常的にコミュニケーションできる環境が整っていないという指摘があります。
- ・手話が言語であることを県民が理解し、手話がコミュニケーション手段として広く普及することにより、「ろう者」の社会参加を促進するとともに、障がいのある人もない人もお互いに個性を尊重し、支え合いながら、共に生きる社会の実現を図るため、県として手話言語条例（仮称）の制定に取り組みます。

2 検討経過

（1）庁内ワーキンググループにおける検討

手話に関する現状分析と課題の整理、関係団体から意見聴取

- ・開催状況 14 回（平成 26 年 7 月 18 日以降）

（2）(社福)長野県聴覚障害者協会が独自に設置した「長野県手話言語条例（仮称）制定準備委員会」との意見交換

- ・実施状況 7 回（平成 27 年 2 月 18 日以降）

（3）有識者による講演会

- ・講師 鳥取県聴覚障害者協会事務局長 石橋大吾氏
- ・開催日 平成 27 年 5 月 21 日

（4）障がい当事者団体等との意見交換会

- ・開催状況 2 回（平成 27 年 5 月 21 日、同年 8 月 28 日）

Ⅱ 条例のポイント

1 理解促進及び手話の普及

(1) 目的

県民の手話やろう者に対する理解促進及び手話の普及

(2) 取組方針

- ・ 県は、県民が手話に親しみをもてる機会（手話に出会う機会、ろう者と交流する機会等）を増やす取組を支援することにより、県民の手話やろう者に対する関心を深め、理解促進につなげます。
- ・ 県民が手話を学ぶ機会を増やし、手話の普及を進めます。

骨子案

1 2 (1)

県は、手話に関する学習会その他の方法により、県民が手話を学ぶ機会の確保等を行うものとする。

取組（案）

○県民向け手話講座の開催

- ・ 手話により、あいさつや自己紹介の仕方、簡単な会話を学ぶ講座を開催する。

○あいさポーター研修の充実

- ・ 「信州あいサポート運動」で実施する「あいさポーター研修」において、「手話が言語であること」や「ろう者への理解」について学ぶ。

1 2 (2)

県は、手話に親しみをもてる取組を推進する者に対し、必要な支援を行うものとする。

取組（案）

○観光、スポーツ等において、ろう者も共に楽しめる環境を整備する取組を支援する。

（例）ろう者も参加する応援団と観客が一体となり、県内プロスポーツ団体を手話で応援。

（例）「信州 山の日」にろう者とろう者以外の者が登山を通じて交流。

（例）手話による観光ガイド（ボランティア）等の活動。

2 手話を使いやすい環境の整備

(1) 目的

災害時におけるろう者への支援

(2) 取組方針

県は、災害時にろう者の安全を確保するため、手話で安否確認や避難誘導のできる住民を増やし、地域の防災力を高めます。

骨子案

14 (2)

県は、市町村と協力して、災害時に互いに支え合う地域づくりに資するため、その地域に手話のできる人材の養成に努めるものとする。

取組 (案)

○「災害時に役立つ手話」講座の開催

- ・「逃げてください」、「〇〇に避難してください」など、災害時に必要となる手話を学ぶ講座を開催する。
- ・修了者には認定証を交付し、「災害時住民支え合いマップ」等に活用する。 等

3 手話を用いた情報発信

(1) 目的

日本語の理解に困難を感じているろう者に対する情報保障

(2) 取組方針

災害情報や県政情報について、手話動画により情報提供します。

骨子案

15

県は、ろう者が災害に関する情報を迅やかに得られ、また県政に関する情報を容易に得られるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

取組 (案)

○大規模災害発生時に、災害情報や避難情報を、県公式ホームページにおいて、手話動画により発信する。 等

4 学校における手話の普及・啓発

(1) 目的

ろう者が通う学校における手話の普及、小中高等学校における手話の理解の増進

(2) 取組方針

ろう学校における教職員の手話の技術の向上に向けた取組、小中高等学校において活用できる資料の作成等により、教育面における手話に関する学習環境の充実に努めます。

骨子案

9 (1)

ろう者が通う学校の設置者は、ろう者が、手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

取組 (案)

○「手話に係る教職員の研修の充実」

- ・ろう学校教職員の手話に関する技術を向上できるよう、手話に係る研修を充実する。 等

13

県は、学校教育において、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、資料の作成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

取組 (案)

○「手話学習のための資料の作成」

- ・児童生徒が基本的な手話に関する学習を行えるような資料を作成する。 等

5 手話の普及等に係る施策の計画的な推進

(1) 目的

県民の理解促進・手話の普及等に係る施策の策定及び計画的な推進

(2) 取組方針

手話の普及等のために必要な施策を「長野県障害者計画」に位置付け、計画的に推進します。

骨子案

11 (1)

県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する長野県障害者計画において、手話の普及等のために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

取組 (案)

○「長野県障害者計画」の策定及び進捗管理

- ・障がい者施策推進協議会の意見を踏まえ、手話の普及等のために必要な施策を「長野県障害者計画」に定め、計画的に推進する。 等

手話に係る課題等の調査結果概要

1 調査概要

手話言語条例(仮称)の制定に向けた検討を進めるため、聴覚障がい者及び関係団体等の皆様から、日々の活動の中で課題と感じている点などについて、文書にて提出をいただいた。

2 実施時期

平成26年(2014年)11月21日～平成27年1月20日

3 結果概要

下記の団体から、402項目に及ぶ課題等について提出をいただいた。

(単位:件)

団 体 名	いただいた意見・要望数				備考
	出生から 就学期	卒業から 就職まで	日常生活・ その他	計	
長野県聴覚障害者協会	12	14	31	57	
長野県手話通訳士協会	14	3	14	31	
長野県手話通訳問題研究会	2	1	11	14	
長野県手話サークル連絡会議	4	4	44	52	
長野県中途失聴・難聴者協会	12	7	39	58	
長野県要約筆記連絡会	4	5	46	55	
長野・松本ろう学校 (教職員)	10	1	5	16	
長野・松本ろう学校 (保護者、児童生徒)	27	4	14	45	
長野県手話通訳業務嘱託員	8	4	62	74	
合 計	93	43	266	402	

手話に係る課題としていただいた主な意見・要望等（全402件）

<H27. 1. 21 現在>

1 出生から就学期（93件）

（1）出生～就学前（24件）

生まれた子どもが難聴とわかった時点で、市町村の保健師等にサポートしてほしい。

（2）ろう学校（32件）

ろう学校の教員の手話のレベルアップを図ってほしい。

（3）普通学校（37件）

普通学級にいる難聴児にも、手話通訳、文字支援などの情報保障をしてほしい。

2 卒業から就職まで（43件）

職場定着のため、手話のできるジョブコーチを付けてほしい。

3 社会生活・その他（266件）

（1）地域社会（18件）

手話サークルだけでなく、地域で手話を学ぶ機会を増やしてほしい。

（2）病院等医療機関（26件）

怪我や急病など、突然の受診に対応できる手話通訳体制が必要。

（3）警察、郵便局、銀行等（19件）

銀行や郵便局で契約をする場合には手話通訳の派遣をしてほしい。

（4）観光（12件）

手話ができるガイドがほしい。

（5）災害時（32件）

災害時の緊急連絡体制を整備してほしい。

（6）手話通訳者の待遇（41件）

通訳報酬を値上げしてほしい。また、通訳者に対し頸肩腕検診を実施してほしい。

（7）手話通訳者養成（7件）

手話通訳者の高齢化と、通訳者になるまでの期間が長く、後継者の育成が喫緊の課題。

（8）中途失聴者への対応（17件）

途中で聴力を失った人への手話指導、高齢者への補聴器利用への支援が必要。

（9）手話言語条例（9件）

鳥取県の条例制定後の成果と課題を踏まえて条例を作してほしい。

手話だけが一人歩きしないようじっくり進めていってほしい。

手話言語条例を作るための土台作りを進めていかないと、実際に条例ができて機能しない。

（10）その他（85件）

県からの情報発信について、聴覚障がい者に配慮したものとしてほしい。

聴覚障がい者の特性を理解してほしい。

手話に関するアンケート結果概要

1 調査概要

(1) 調査目的

手話言語条例（仮称）の制定に向けた検討を進めるにあたり、手話通訳者派遣制度の活用実態等を把握するため、社会福祉法人長野県聴覚障害者協会等に協力を依頼し、アンケート調査を実施した。

(2) 実施時期

平成 27 年（2015 年）3 月～平成 27 年 4 月末

(3) 対象

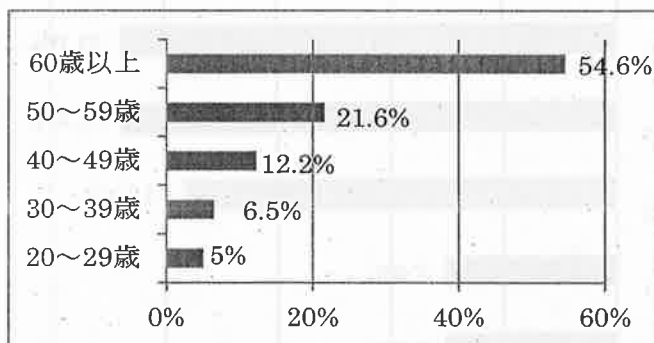
社会福祉法人長野県聴覚障害者協会の会員等

※現在、長野県中途失聴・難聴者協会の皆様を対象にアンケートを実施しています。

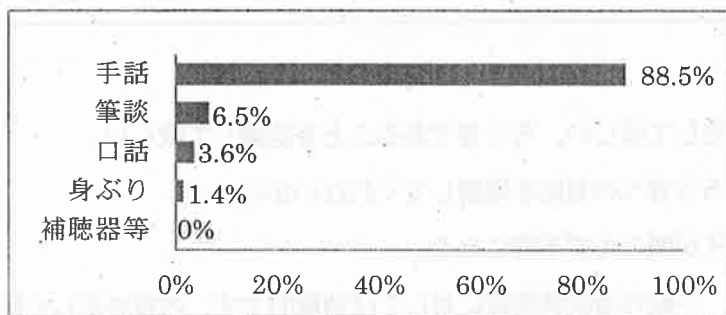
2 調査結果概要（抜粋）

(1) 回答者 139 名

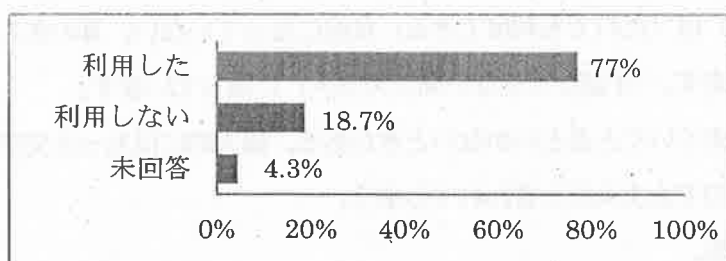
(2) 年齢



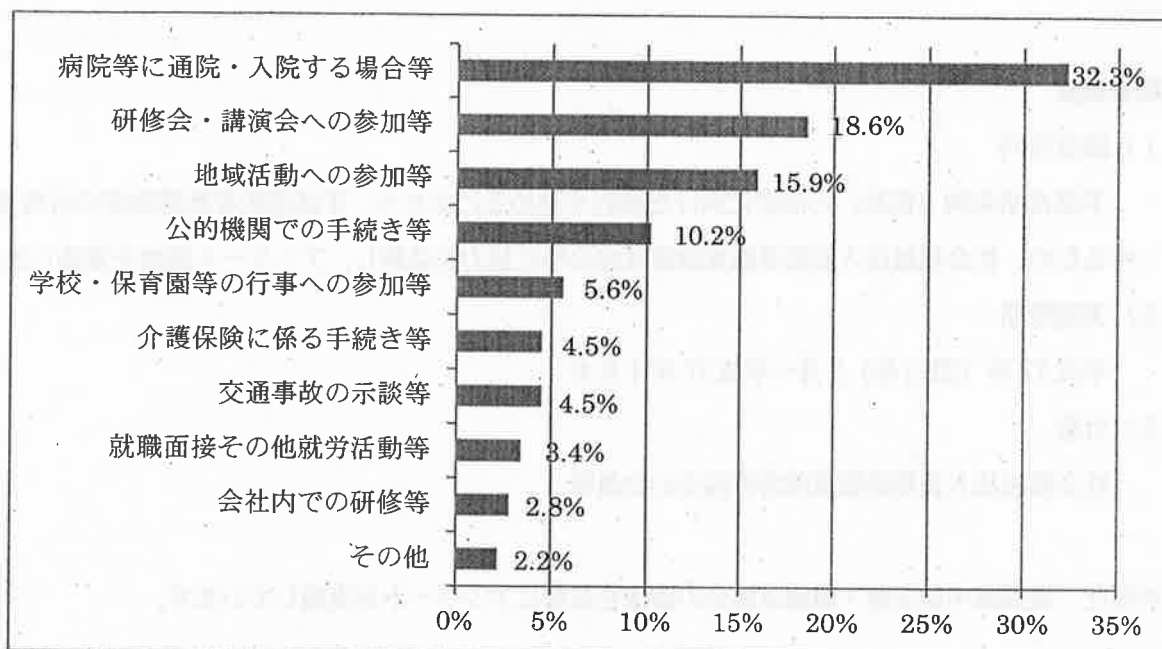
(3) 主な会話方法



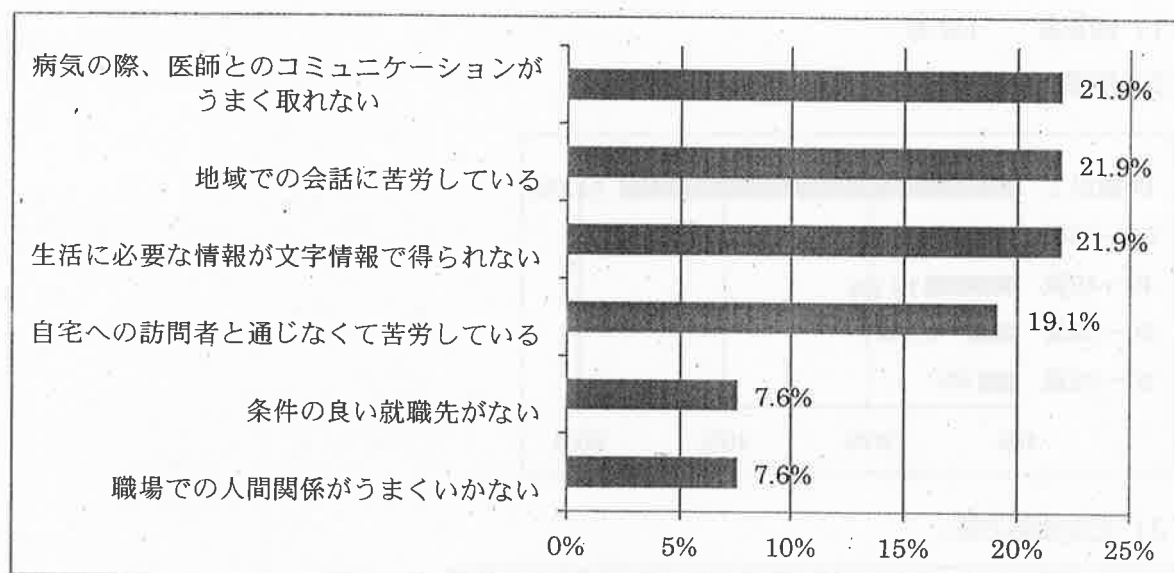
(4) 手話通訳者派遣事業の利用



(5) 手話通訳者派遣事業を利用した内容（重複回答）＜(4)で「利用した」と回答した方対象＞



(6) 日常生活の中で困っていること（重複回答）



＜自由記載（105件）＞

- ・手話ができなくてもいいから身ぶりをしてほしい。ろう者であることを認識して欲しい。
- ・人間関係がうまくいかない原因は、ろう者への対応を理解してくれないから。
- ・駅などにいる時、緊急時のアナウンスが聞こえず不安になる。
- ・職場では企業秘密漏えい防止のため、一般の通訳者派遣に対しては消極的です。内容を正しく伝える為には時間のかかる筆談より、手話通訳が必要と伝えているが、なかなか理解してもらえない。
- ・公共施設（警察・病院・市役所など）は「だれでも利用できる」状況になっていない。耳のきこえない、手話で生きる人が利用できず困っています。「手話ができない聞こえる人」に困っています。
- ・職場内でのコミュニケーションがうまくいくときといかないときがある。個人的にはもっと文字情報がほしい。でも、問題をおこしたことがないので大丈夫だと言われてしまう。
- ・手話通訳登録者が少なくて困っている。